

## **独立行政法人日本スポーツ振興センターの加入、利用について**

日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度は、園管理下（登降園を含む）における園児の災害（怪我、事故等）に対して、医療費等が給付される制度です。「怪我」「疾病」で医療機関にかかった場合、それが治療完了するまでの合計が 5,000 円以上（医療保険・健康保険・国民保険でいう 10 割分）で対象となります。あさひ園は災害共済給付制度センターへの加入をお勧めします。別紙同意書にご記入のうえ園に提出をお願いします。共済掛金額は幼稚部 200 円、保育部 240 円です。なお、加入は 1 年ごとに更新され、年度初めにその掛金を納めていただきます。